

豚コレラの発生から清浄化までの経緯

- 1887 年（明治 13 年） 北海道（真駒）で初発生
- 1907 年（明治 40 年） 原因ウイルス特定
- 1967 年（昭和 42 年） 生産者団体を主体とした「自衛防疫推進事業」が開始され、予防対策を生産者自らが実施する体制整備が進められた
- 1969 年（昭和 44 年） GPE⁻生ワクチン使用開始
- 1971 年（昭和 46 年） それまでの家畜伝染病予防法には「自衛防疫」を全国一律で実施する根拠がなかったためこれを明記
- 1972～75 年（昭和 47～50 年）
前年の家伝法改正を契機に 45 都道府県に（社）家畜畜産物衛生指導協会が設置された。この結果、全国的予防接種が実施可能な組織体制が確立された
- 1992 年（平成 2 年） 熊本県で最終発生（恒常的にワクチン接種を実施していたが、生産者からもコスト縮減の一環として豚コレラ撲滅、ワクチンに頼らない防疫対策への転換を要望）
- 1996 年（平成 8 年） ワクチンを使用しない防疫体制の確立を図り、本病の清浄化を達成するため「豚コレラ防疫対策要領」を制定
- 【第 1 段階】
ワクチン接種の徹底と抗体等の調査（※）による防疫対策の進捗状況の確認
※抗体保有状況調査、野外ウイルスの疫学調査及び衛生管理状況調査

【第 2 段階】
都道府県別にワクチンを中止、清浄確認県をワクチン接種中止地域として指定

【第 3 段階】
全国的ワクチン接種中止と清浄性確認調査（※）の実施
※農場への立入検査、異常豚の摘発と当該豚の病性鑑定及び定期的な抗体保有状況調査
- 2000 年（平成 12 年） ワクチン接種を原則禁止、輸入検疫を強化
（使用には都道府県知事の許可が必要）
- 2004 年（平成 16 年） 鹿児島県においてワクチン由来ウイルスによる疑似患畜が 5 事例相次いで発生。ワクチンを使用せず、殺処分により対応。
ワクチン接種豚の存在が防疫の支障になったとして全面中止の提言
- 2006 年（平成 18 年） ワクチンを全面中止
防疫指針でワクチンを「緊急時の対応」として位置付け
- 2007 年（平成 19 年） 豚コレラの清浄国になったことを宣言
（ワクチン中止から 1 年間未発生のため）
- 2015 年（平成 27 年） 豚コレラの清浄国ステータスを獲得
- 2018 年（平成 30 年） 岐阜県において我が国 26 年ぶりに豚コレラが発生
清浄国ステータスは一時保留中

出典：「豚コレラ防疫史」豚コレラ防疫史編集委員会編（2009 年）